

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年7月10日 02時50分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港南防波堤灯台から真方位322° 520m付近 (概位 北緯38° 56.4′ 東経139° 47.3′)
インシデントの概要	プレジャーボート魁皇 <sup>かいおう</sup> は、入航中、航泊禁止区域内を航行してブイ <sup>つな</sup> に繋がれた係留索が推進器に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 魁皇、5トン未満（長さ9.40m）
船舶番号、船舶所有者等	220-9565山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、酒田港に入航しようと防波堤の入口付近に至った頃、船長が数隻の漁船が出航してくるのを認めた。 船長は、酒田港第2北防波堤南西端付近が工事による航泊禁止区域に設定されていることを知っていたが、工事の行われていない夜間であれば同区域内を航行できると思い、出航船を避ける目的で同区域内を航行することとした。 本船は、航泊禁止区域内を航行中、作業船係留用のブイに繋がれた係留索（以下「本件係留索」という。）が推進器に絡み、運航不能となった。
分析	本船は、酒田港の防波堤の入口を入航中、船長が、工事の行われていない夜間であれば航泊禁止区域内を航行できるものと思い、出航船を避けようとして同区域内を航行したことから、本件係留索が推進器に絡み、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、酒田港の防波堤の入口を入航中、船長が、工事の行われていない夜間であれば航泊禁止区域内を航行できるものと思い、出航船を避けようとして同区域内を航行したため、本件係留索が推進器に絡み、運航不能となったものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 航泊禁止区域内を航行しないこと。
--	--------------------